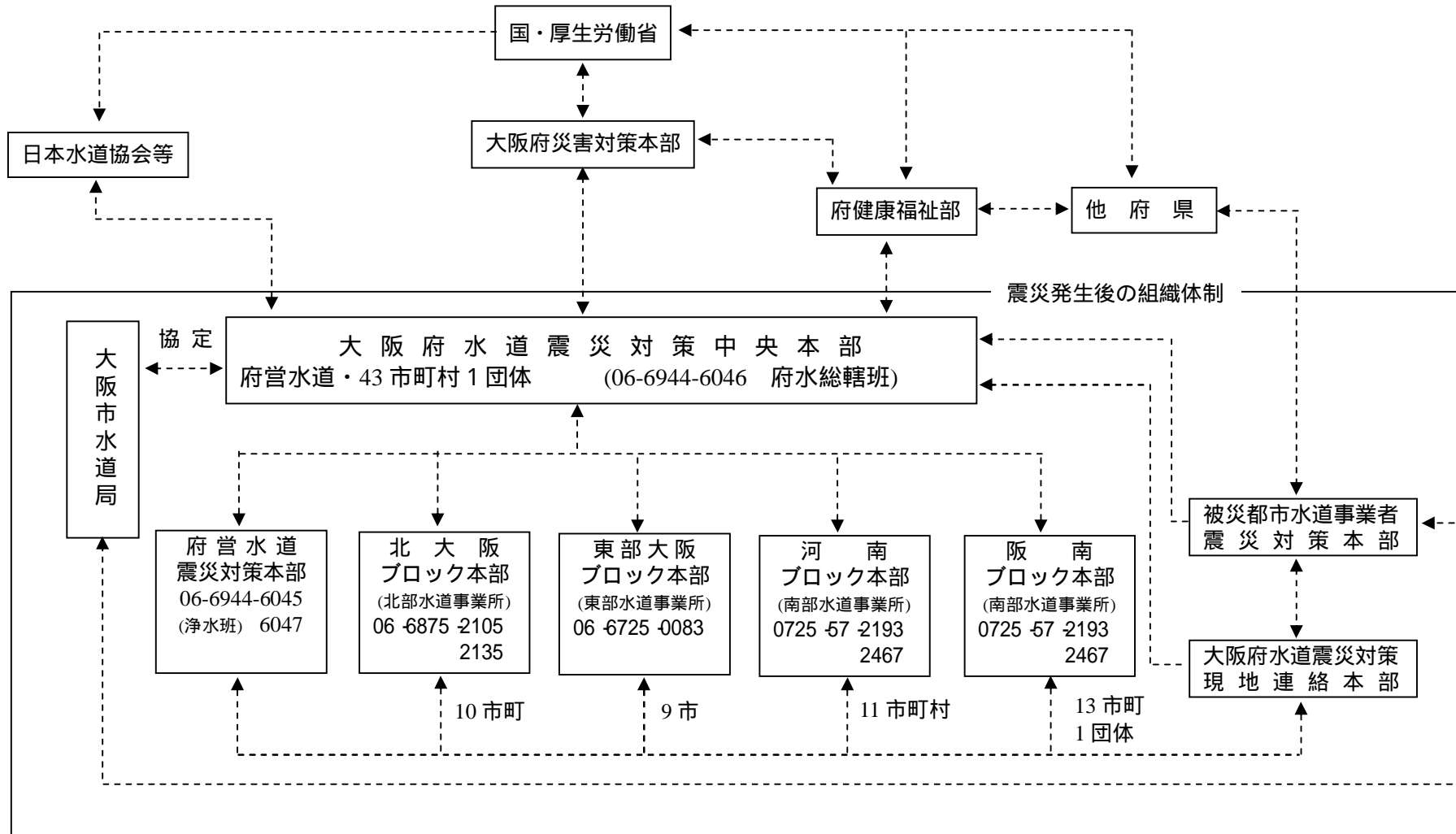


### 「大阪府水道震災対策中央本部」組織図



# 大阪府水道震災対策相互応援協定

## (目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府、大阪府域の市町村(大阪市を除く。)の水道事業者及び泉北水道企業団(以下「各水道事業者」という。)が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## (相互応援体制)

第2条 各水道事業者は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪府水道震災対策中央本部(以下「中央本部」という。)、大阪府水道震災対策ブロック本部(以下「ブロック本部」という。)、大阪府水道震災対策現地連絡本部(以下「現地連絡本部」という。)を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

## (中央本部)

第3条 中央本部は、大阪府営水道震災対策本部会議の構成員、大阪府営水道協議会(以下「府水協」という。)会長、府水協各ブロックの代表者及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪府水道企業管理者を、中央副本部長には府水協会長及び大阪府水道部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

## (ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、府水協各ブロックの会員、大阪府水道部水道事業所(以下「事業所」という。)の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には府水協各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

## (現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪府水道部(以下「水道部」という。)及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部が統括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪府水道企業管理者が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 中央本部は水道部本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者(以下「被応援事業者」という。)が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあつて、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があつたものとみなす。

3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、大阪府水道震災応急対策実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、水道部及び府水協で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書46通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年3月31日

大阪府水道企業管理者

高槻市水道事業管理者

茨木市水道事業管理者

池田市水道事業管理者

島本町水道事業 町長

能勢町水道事業代表者・能勢町長

枚方市水道事業管理者

寝屋川市水道事業管理者

門真市水道事業管理者

交野市水道事業管理者職務代理者水道局長

松原市水道事業管理者

河内長野市水道事業管理者

柏原市水道事業管理者

大阪狭山市水道事業管理者

河南町水道事業・河南町長

千早赤阪村水道事業・千早赤阪村長

岸和田市水道事業管理者

泉佐野市水道事業管理者

泉大津市水道事業代表者・泉大津市長

泉南市水道事業代表者・泉南市長

熊取町水道事業・熊取町長

忠岡町水道事業代表者・忠岡町長

泉北水道企業団企業長

豊中市水道事業管理者

吹田市水道事業管理者

箕面市水道事業管理者

摂津市水道事業管理者

豊能町水道事業 豊能町長

東大阪市水道企業管理者

八尾市水道事業管理者

守口市水道事業管理者

大東市水道事業管理者

四條畷市水道事業代表者・四條畷市長

富田林市水道事業代表者・富田林市長

羽曳野市水道事業管理者職務代理者水道局長

藤井寺市水道事業管理者

美原町水道事業・美原町長

太子町水道事業・太子町長

堺市水道事業管理者

和泉市水道事業管理者

貝塚市水道事業管理者

高石市水道事業代表者・高石市長

阪南市長

岬町水道事業代表者・岬町長

田尻町水道事業・田尻町長

大阪府環境保健部長